

4月・5月分の水道料金の基本料金を免除

感染症の影響による経済的負担を軽減



市では、新型コロナウイルス感染症による経済的負担を軽減するため、国と県の交付金を活用し、水道料金の基本料金の全額免除を期間限定で実施します。

2カ月分の水道料金の基本料金を免除

令和3年4月・5月分の2カ月分の水道料金の基本料金全額を免除します。水道事業は6月請求分、簡易水道事業は6月請求分または7月請求分の内、2カ月分の基本料金が免除になります。

対市水道事業または簡易水道事業と給水契約を結んでいる人

※集合住宅などで、建物のオーナーまたは管理会社が給水契約をしている場合は、オーナーまたは管理会社に対して請求する水道料金の基本料金が免除されます。簡易水道事業はメーター使用料も免除となります。

他●水道料金の超過料金と下水道使用料は免除対象外です。●水道料金の基本料金免除後、請求額が0円になった場合は、納付書の郵送および口座振替は行いません。

免除の手続きは不要

免除を反映した金額で納入通知書の発行または口座振替を行うため、免除のための手続きは不要です。

不審な電話にご注意を

免除手続きのために、市役所やお客さまセンター、管理事務所などから電話をかけたり訪問したりすることはありません。また、手続きのために、銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。不審に思った際は、その場で口座番号や電話番号などを答えず、家族へ相談するか警察や上下水道経営課へお問い合わせください。

☎上下水道経営課 995-1836

市税などの納付をスマホ・クレジットカードで 電子決済での納付を受付開始



市税などの税金をスマートフォンなどの電子マネーやクレジットカードでの電子決済で納付できるようになりました。

税金の納付を電子決済で

スマートフォン決済/PayPay、LINE Pay
クレジットカード決済/VISA、Master、JCB、
AMEX、Diners

※決済方法は、市公式ウェブサイトまたは各税目の当初通知に同封するチラシでご確認ください。

対象税目・料金／市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金・下水道使用料（スマートフォン決済のみ対応）

納税証明書の発行／納付手続きをした日から概ね2～3週間で発行できます。 ※領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関かコンビニエンスストアなどの窓口で納付してください。

他●年金受給者の介護保険料と後期高齢者医療保険料は、原則として年金からの特別徴収です。●車検が必要な車種で、軽自動車税を納期限内に納付した人は、6月下旬ごろに軽自動車税納税証明書（車検用）を郵送します。●LINE Payは、政府の個人情報保護委員会の調査結果によって、取り扱いを変更する場合があります。

電子決済できない納付書

次の納付書をお持ちの人は、金融機関か郵便局の窓口で納付してください。

- 金額を訂正した納付書
- 金額が30万円以上の納付書
- 指定期限を経過した納付書
- バーコードが読み取れない納付書
- 納入済通知書にバーコード印字がない納付書

☎税務課 995-1811